

平成 29 年 7 月 10 日

公益財団法人財務会計基準機構
企業会計基準委員会 御中東京都千代田区平河町二丁目 5 番 3 号
株式会社ガイアックス
代表執行役社長 上田 祐司

平成 29 年 5 月 10 日に公開されました「実務対応報告公開草案第 52 号」につきまして、下記のとおりコメントいたします。

記

1. 質問 1

同意しない。

■理由

- ① ストック・オプション会計基準第 2 項(4)に定める「報酬」は、「企業が従業員等から受けた労働や業務執行等のサービスの対価として、従業員等に給付されるものをいう。」と定義されている。発行する企業は、現金を対価として受け取り、付与する新株予約権と理解しているのであり、労働やサービスの対価として従業員等に給付する意図はなく、権利確定条件付き有償新株予約権は、ストック・オプション会計基準第 2 項(4)に定める報酬の定義には該当しないと考えるため。
- ② 当社では、有償新株予約権の発行に際し、株主総会の決議を経ており、当該株主総会では、有償新株予約権が報酬ではない旨を説明し、株主の同意を得ている。
- ③ 当社は過去 3 回、権利確定条件付き有償新株予約権を発行しているが、付与対象者の総数に対する引受申込者数の比率はそれぞれ、48%、38%、45%であった。この当社の例からも、権利確定条件付き有償新株予約権が付与対象者に対する報酬としてではなく、各者の個別の投資判断に基づき引き受けが行われるものであることは明らかである。

2. 質問 2

同意しない。

■理由

質問 1 の理由において記載したとおり、権利確定条件付き有償新株予約権を発行する企業は、現金を対価として受け取り付与する新株予約権と理解しているのが実態であり、労働やサービスの対価として従業員等に給付する意図はなく、ストック・オプション会計基準第 2 項(4)に定める報酬に該当しないことから、権利確定条件付き有償新株予約権はストック・オプション会計基準の適用対象でないため。

3. 質問 3

同意しない。

■理由

質問 1 の理由において記載したとおり、権利確定条件付き有償新株予約権を発行する企業は、現金を対価として受け取り付与する新株予約権と理解しているのが実態であり、労働やサービスの対価として従業員等に給付する意図はなく、ストック・オプション会計基準第 2 項(4)に定める報酬に該当しないことから、権利確定条件付き有償新株予約権はストック・オプション会計基準の適用対象でないため。

4. 質問 4

同意しない。

■理由

質問 1～3 の理由において記載したとおり、本公開草案に同意しない。

以 上